



# 事務所通信

発行：〒 542-0081 大阪市中央区南船場 4丁目 1番 20号 上田税理士事務所 06-6253-8341

## 今月のニュース：

源泉所得税 (納期特例) の納付について。

給与等の源泉所得税の納期特例の適用者の源泉所得税の納付期限が近づいてきました。源泉所得税の納期特例の適用者となっている法人および事業主の方は、下記をご確認の上納付書の準備と納付をよろしく申し上げます。納付書の記入方法等についてご不明な点がある場合は、巡回監査時に担当者にご相談いただくか、上田税理士事務所までお電話にてお問い合わせ下さい。

対象：源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書を提出し、適用者となっている法人および事業者

納付期限：平成 20年 7月 10日 (木)

適用対象 給与・賞与・退職手当、税理士等の報酬

## スタッフブログ「ほっと一息」：担当 松丸 直也

結婚式」

こんにちは、松丸です。

早いもので、今年も半分が過ぎようとしていますね。気温も暖かくなり、上田税理士事務所ではクールビズの季節になりました。また、3月決算法人の確定申告も無事終わり、事務所はようやく落ち着きを取り戻してきました。

僕も4月で30歳になり、友人達も同じ年をとっていきます。20代と30代とでは、何らかの心境の変化があったような、なかつたような・・。

そんななか、親しくしていた友人から結婚の報告がひとつ、ふたつと届きました。新郎 新婦ともに親しくしていたので、「いよいよあの二人が結婚するのか」と人知れずうれしく、結婚までを見届けた保護者のような感動もありました。

結婚式や二次会での二人の幸せそうな様子を見ていると「結婚とは・・」という命題が僕の中にふつつつと湧いてきました。

僕には長年付き合っている彼女がいるのですが、お互い「結婚」ということを具体的に話すこともなく、気がつけば来年で付き合いはじめてから十年になります。

以前、所長に「われた言葉がふと頭によぎりました。

「おまえには超えられない12パーセントの甘さがある！」

その言葉が、僕の命題に答えを与えてくれるような気がします。

結婚した二人を見ていると、これからの自分というものを改めて考えさせられました。「結婚」というのもですね。